

## 廃棄物及び再利用対象物の保管場所の配慮事項

＜特定業務施設の延床面積が1,000㎡以上の場合＞	
「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」に基づく「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」の提出は済んでいますか。若しくは清掃事務所との協議を進めていますか。	はい・いいえ
＜特定業務施設の延床面積が1,000㎡未満の場合＞	
廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置を予定していますか。	はい・いいえ

(以下の項目は、現段階で予定している内容をご記入ください)

廃棄物及び再利用対象物の分別計画について	
1 分別して集める廃棄物・再利用対象物の種別を記入してください。 (例:可燃、不燃、かん、びん、新聞、ダンボール)	
2 廃棄物及び再利用対象物の減量に努めていますか。	はい・いいえ
廃棄物及び再利用対象物の分別計画について	
3 1で挙げた品目をどのように処理しますか。 (例:行政収集、業者収集、自己処理) (注1)	
4 作業や収集を行うときなどに、悪臭・騒音等の問題が生じないように配慮していますか。	はい・いいえ *具体的な取組など
廃棄物及び再利用対象物の分別計画について	
5 予定の面積を記入してください	㎡
個別に設置した場合	廃棄物用      ㎡ 再利用物用    ㎡
6 5の面積は、当該施設から排出される廃棄物・再利用対象物を保管するのに十分ですか。	はい・いいえ
7 1で挙げた品目を分別しやすい構造になっていますか。	はい・いいえ
8 棄物等の散乱を防止したり、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないように配慮していますか。	はい・いいえ *具体的な取組など

(注1)事業者が排出する事業系のごみは、法律等で自己処理責任が原則になっています。新宿区では、日量50kg以上のごみ・資源を排出する事業者は、自己処理若しくは許可業者に委託する等により処理をお願いしています。